

厚生労働省神奈川労働局発表
令和元年8月29日

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部監督課
課長 細貝 浩之
主任地方労働基準監察監督官 疋崎 雅夫
(電話) 045(211)7351 (内線 6031)

自動車運転者を使用する事業場に対する 平成30年の監督指導の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち84.7%の283事業場～

神奈川労働局（局長 荻原俊輔）は、このたび、神奈川県内の労働基準監督署が、平成30年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙1参照）

神奈川労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

平成30年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は334事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、283事業場（84.7%）。また、改善基準告示*違反が認められたのは、216事業場（64.7%）。
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）（別紙2参照）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間（68.3%）、②割増賃金の支払（22.8%）、③休日（5.4%）。
- 主な改善基準告示違反事項は、①総拘束時間（47.9%）、②最大拘束時間（47.3%）、③休息期間（32.9%）。

（別紙1） 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況（平成30年）

（別紙2） 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導の状況（平成30年）

1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		261	226 (86.6%)	188 (72.0%)	65 (24.9%)	15 (5.7%)
バス		20	13 (65.0%)	8 (40.0%)	5 (25.0%)	1 (5.0%)
ハイヤー・ タクシー		15	10 (66.7%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
その他		38	34 (89.5%)	27 (71.1%)	5 (13.2%)	2 (5.3%)
合計		334	283 (84.7%)	228 (68.3%)	76 (22.8%)	18 (5.4%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック		261	189 (72.4%)	141 (54.0%)	139 (53.3%)	100 (38.3%)	50 (19.2%)	27 (10.3%)
バス		20	9 (45.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)
ハイヤー・ タクシー		15	4 (26.7%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	— (—)	— (—)
その他		38	14 (36.8%)	11 (28.9%)	10 (26.3%)	7 (18.4%)	2 (5.3%)	1 (2.6%)
合計		334	216 (64.7%)	160 (47.9%)	158 (47.3%)	110 (32.9%)	53 (15.9%)	29 (8.7%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

- (3) 平成28年から平成30年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。

監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数の推移

	年	監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反事業場数	労働時間	割増賃金	休日
トラック	平成28年	197	148 (75.1%)	108 (54.8%)	37 (18.8%)	5 (2.5%)
	平成29年	284	229 (80.6%)	186 (65.5%)	66 (23.2%)	13 (4.6%)
	平成30年	261	226 (86.6%)	188 (72.0%)	65 (24.9%)	15 (5.7%)
バス	平成28年	10	10 (100.0%)	8 (80.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)
	平成29年	22	20 (90.9%)	13 (59.1%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)
	平成30年	20	13 (65.0%)	8 (40.0%)	5 (25.0%)	1 (5.0%)
ハイ タク シ ー	平成28年	20	19 (95.0%)	10 (50.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)
	平成29年	17	15 (88.2%)	8 (47.1%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)
	平成30年	15	10 (66.7%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
そ の 他	平成28年	28	19 (67.9%)	15 (53.6%)	8 (28.6%)	1 (3.6%)
	平成29年	48	35 (72.9%)	26 (54.2%)	7 (14.6%)	3 (6.3%)
	平成30年	38	34 (89.5%)	27 (71.1%)	5 (13.2%)	2 (5.3%)
合 計	平成28年	255	196 (76.9%)	141 (55.3%)	51 (20.0%)	6 (2.4%)
	平成29年	371	299 (80.6%)	233 (62.8%)	76 (20.5%)	17 (4.6%)
	平成30年	334	283 (84.7%)	228 (68.3%)	76 (22.8%)	18 (5.4%)

監督実施事業場数、改善基準告示違反の事業場数の推移

	年	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場数	総拘束時間	最大拘束時間	休息期間
トラック	平成28年	197	107 (54.3%)	70 (35.5%)	83 (42.1%)	56 (28.4%)
	平成29年	284	181 (63.7%)	140 (49.3%)	131 (46.1%)	94 (33.1%)
	平成30年	261	189 (72.4%)	141 (54.0%)	139 (53.3%)	100 (38.3%)
バス	平成28年	10	9 (90.0%)	7 (70.0%)	7 (70.0%)	4 (40.0%)
	平成29年	22	17 (77.3%)	11 (50.0%)	14 (63.6%)	4 (18.2%)
	平成30年	20	9 (45.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	3 (15.0%)
ハイ タク シー ー	平成28年	20	10 (50.0%)	7 (35.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)
	平成29年	17	10 (58.8%)	4 (23.5%)	7 (41.2%)	0 (0.0%)
	平成30年	15	4 (26.7%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)
そ の 他	平成28年	28	9 (32.1%)	8 (28.6%)	9 (32.1%)	7 (25.0%)
	平成29年	48	21 (43.8%)	14 (29.2%)	13 (27.1%)	8 (16.7%)
	平成30年	38	14 (36.8%)	11 (28.9%)	10 (26.3%)	7 (18.4%)
合 計	平成28年	255	135 (52.9%)	92 (36.1%)	107 (42.0%)	67 (26.3%)
	平成29年	371	229 (61.7%)	169 (45.6%)	165 (44.5%)	106 (28.6%)
	平成30年	334	216 (64.7%)	160 (47.9%)	158 (47.3%)	110 (32.9%)

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例（トラック）

長時間労働を行わせているおそれのある運送会社に対して監督指導を実施

概要

- 運転者について、1日の拘束時間が最長16時間を超え、1か月の総拘束時間が最長315時間、また、1か月120時間を超える時間外労働の実態が認められた。
- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていない。

指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間及び1か月の総拘束時間が293時間を超えていることについて是正を指導した。

指導事項

改善基準告示違反（最大拘束時間及び総拘束時間）

- 3 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くよう是正を指導した。

指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反
（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

指導後の会社の取組

- 荷主と交渉し、配送ルートを改善した結果、拘束時間が短縮された。また、時間外労働時間の実績を月内に適切に把握し、月80時間を超えそうな場合には運転者を交代させること等により、特定の運転者の拘束時間が長くないよう勤務体制の見直しを行った結果、時間外労働が36協定の限度時間以内かつ80時間以内、1か月の総拘束時間が293時間、1日の拘束時間が16時間以下となった。
- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、健康を保持するために必要な措置に関して医師の意見を聴取した。

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

2 国土交通省地方運輸機関との連携

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

また、平成30年においては、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で4件の監督・監査を行った。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項	年	平成28年	平成29年	平成30年
	労働基準監督機関から通報した件数		37	84
労働基準監督機関が通報を受けた件数		34	31	49

3 全国との比較（平成30年 監督指導状況）

業種	事項	監督実施事業場数		労働基準関係法令違反事業場数		改善基準告示違反事業場数	
		神奈川	全国	神奈川	全国	神奈川	全国
トラック		261	5,109	226 (86.6%)	4,271 (83.6%)	189 (72.4%)	3,419 (66.9%)
バス		20	350	13 (65.0%)	261 (74.6%)	9 (45.0%)	177 (50.6%)
ハイヤー・タクシー		15	462	10 (66.7%)	392 (84.8%)	4 (26.7%)	150 (32.5%)
その他		38	610	34 (89.5%)	500 (82.0%)	14 (36.8%)	260 (42.6%)
合計		334	6,531	283 (84.7%)	5,424 (83.1%)	216 (64.7%)	4,006 (61.3%)

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年): 運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。